

令和3年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年7月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年7月26日(月)午後1時30分から午後2時3分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10番 :	忠 貞夫
委 員 :	11番 :	川上 勝之	委 員 :	12番 :	今井 輝子
委 員 :	13番 :	馬場 勝	委 員 :	14番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(6人)

委 員 :	中条 :	16番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正
委 員 :	乙 :	18番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19番 :	小熊 威
委 員 :	黒川 :	21番 :	今井 明
委 員 :	黒川 :	22番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(2人)

委 員 :	中条 :	15番 :	佐藤 隆	委 員 :	築地 :	20番 :	浮須 宗之
-------	------	-------	------	-------	------	-------	-------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 榎本富夫、係長 : 高橋知也、主任 : 伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和3年7月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、6月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>7月19日、7月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大による売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、新潟市東区の農地所有適格法人と築地地内の畑について経営の拡大により売買するもので、以前より利用権を設定しており麦を作付けしましたが、営農計画書ではサツマイモの作付を計画しております。申請面積は15,997㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る7月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、平木田地内の休耕畑において住宅建築のために転用するもので、申請者の父が平成 19 年に車庫 2 棟を建築し、その後平成 28 年に申請者が子が住宅を建築した際に、この車庫が無許可で建築していることが判明したため、早急に解消するとの確約書が提出されましたが、この経緯を申請者の父が家族に伝えておらず、今回申請者が住宅を建築する際に、未だ転用されずに利用していたことが判明したものであります。今後はこのような事態とならないよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>申請面積は 376 m²、建築面積は 98.93 m²であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、14 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、住宅敷地のための転用が 1 件、農業用倉庫建築のための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である平木田駅前地内の休耕畑において、住宅敷地のために転用するもので、申請者が親族より贈与を受けて住宅を建築しましたが、その敷地の内 1 筆が許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 33 ㎡であります。</p> <p>農地転用であります 4 条、5 条の案件は、法定添付書類と共に、隣接農地の被害防除とトラブルを未然に防ぐため、隣接同意書というものを一緒に提出していただいております。</p> <p>当案件につきましても、申請者が隣接同意を得るために隣接農地の所有者に働きかけましたが、所有者の事情から、結果として同意の印はいただけませんでした。そこで、申請者は馬場委員に相談し、事務局と三者で協議を行いました。そして、申請者から隣接同意書を提出できなかったが、今後も被害防除に努めるという理由書を提出することで合意に至りました。</p> <p>当案件についてはこのような経緯から隣接同意書の添付はありませんが、その理由書が提出された申請であることを申し添えます。</p> <p>2 番の案件は、宮瀬地内の休耕畑において、農業用倉庫を建築するための転用で、申請面積は 1,000 ㎡、建築面積は 247.88 ㎡、20 年間の賃貸借契約を行い、賃貸料は年 50,000 円であります。</p> <p>3 番の案件は、村松浜地内の畑から山砂採取及び運搬路のための一時転用で、所要面積は 8,068 ㎡、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p>

	<p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、住宅敷地のための転用が1件、農業用倉庫建築のための転用が1件、山砂採取のための転用が1件の、計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の1番と2番については県農業会議に諮問せずに許可し、3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の1番と2番については県農業会議に諮問せずに許可し、3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。第4号議案の所有権移転は計6件であります。</p> <p>1番及び2番の案件は、平木田地内の田について、譲渡人はそれぞれ現在自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は1番が2筆5,157㎡、売買価格は総額〇〇円、2番が3筆5,052㎡、売買価格は総額〇〇円、1番及び2番共に10a当たり〇〇円です。</p>

	<p>3番及び4番の案件は、築地地内の畑について、譲渡人はそれぞれ現在自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は3番が2筆544㎡、売買価格は総額〇〇円、2番が229㎡、売買価格は総額〇〇円、3番及び4番共に10a当たり〇〇円であります。</p> <p>5番及び6番の案件は、築地地内の畑について双方が農地を集約するために交換するもので、共にあっせん譲受け台帳にも登録されており、経営の効率化につながるものと期待できます。</p> <p>第4号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の所有権移転の1番及び2番のあっせん審査結果について、13番馬場勝あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>第4号議案の所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る6月18日に農業委員会会議室において、あっせん委員とあっせん申出者・選定者、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>1番及び2番の申出者は親子で、数年前に相続した当初から自作しておらず、今後も自作する予定はないこと。また、当面の資金が必要となったことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>選定者は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されておりますし、近隣農地を耕作していることから、農地の集積・集約化につながるものであります。売買価格は、申出者・選定者それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、3番から6番のあっせん審査結果について、3番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>第4号議案の所有権移転の3番から6番についてご報告いたします。</p> <p>去る6月23日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、あっせん申出者・選定者、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>先に、3番及び4番について、ご報告いたします。</p> <p>3番及び4番の申出者はそれぞれ、現在自作しておらず、今後も自作する予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。選定者は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されておりますし、近隣農地を耕作しており、農地の集積・集約化につながるものであります。また、売買価格については、申出者・選定者それぞれ合意の価格であります。</p> <p>次に、5番及び6番について、ご報告いたします。</p> <p>5番及び6番の申出者それぞれより、農地を集約したいと申し出がありました。</p> <p>5番及び6番の選定者は、いずれも耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲</p>

	<p>受け台帳にも登録されておりますし、農地を交換することで、双方の農地集約につながるものであります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>はじめに、議案書の最終ページの23ページをご覧ください。このページの右側に根拠法令を記載させていただいております。農業基盤強化促進法施行規則の第2条で、「基本構想を定めようとするときは、市長は農業委員会の意見を聴かなければならない」と規定されています。今回、新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことを踏まえ、胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するにあたり、農業委員会の承認を得るために提案いたしました。</p> <p>基本構想の変更については、このページの左側に基本構想見直しのポイントとして変更の要点をまとめさせていただきました。</p>

全体といたしましては、元号の変更と法律改正や施策の変更等に伴う文言修正がありますが、大きな点では農業生産法人から農地所有適格法人に修正や農地利用集積円滑化事業に関する文言の削除などがあります。

議案書 19 ページをご覧ください。「第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」についての別紙となっております。こちらは営農類型ごとの農業経営の指標となっており、この内容の変更と経営体数目標を変更しております。こちらの指標は 22 ページまでございます。

議案書 8 ページをご覧ください。「第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の(2)今後の見通しについては、人・農地プランの作成・見直しから実質化及び実質化されたプランの実践に移行しております。また、表にあります「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標」の 90.0%の目標の変更はありませんが、農用地面積の減少により、目標の面積が減少しております。

その他詳細につきましては、議案書 5 ページから新旧対照表にて変更箇所が赤字で表示されておりますのでご覧ください。

また、お配りさせていただきました第 5 号議案の追加修正分ではありますが、変更箇所が黄色でマーキングしております。こちら追加の文言修正が主ですが、主な変更点は農地の流動化を農地の集積・集約化に変更したこと、有機栽培による高付加価値化や女性農業者の参画の促進を加筆したことによるものです。

以上、変更のお願いをしたいということでもあります。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、第 5 号議案について事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。
これより採決をいたします。

第 5 号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員：挙手)

議長 賛成多数と認めます。
よって、第 5 号議案は、承認することに決定いたしました。
これで、本日の全ての日程を終了いたしました。
これを持ちまして、令和 3 年 7 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年7月26日

議 長

11 番

12 番
